

会議名	令和3年度第1回小金井市青少年問題協議会		
事務局	児童青少年課		
開催日時	令和3年9月8日(水)午後2時00分～午後3時00分		
開催場所	第一会議室及びオンライン		
出席者	委員	西岡会長、清水委員、村山委員、佐藤委員、黒須委員、三島委員、土居委員、浅野委員、金井委員、後藤委員、小山委員、八木委員、辻川委員、大貫委員、大内委員、住野委員、大熊委員、天野委員、大澤委員	
	その他	欠席：小林委員、白井委員、寺内委員、鈴木委員、倉持委員、平見委員	
	事務局	鈴木児童青少年課長、前田児童青少年係長	
傍聴の可否	可	傍聴者数	1人
会議次第	1 開 会 2 委嘱状の伝達 3 市長挨拶 4 自己紹介 5 議 題 (1) 副会長の互選について (2) 会長職務代理者の指名について (3) 過去に実施した意見具申、提言等の概要について (4) 今後の進め方について(専門委員会の立ち上げ) (5) その他 6 閉 会		
提出資料	○ 配付資料 資料1 青少年問題協議会について 資料2 平成元年以降に実施した青少年問題協議会の意見具申等の概要 資料3 小金井市青少年問題協議会条例/同条例施行規則 ○ その他配付物 ・青少年問題協議会リーフレット(5種類) 「コロナ禍だからこそ 子どもの想いをきいていますか？」(令和3年6月) 「みんなで話そう 子どもの居場所！」(令和元年6月)		

	<p>「地域再発見！～見直そう地域の力～」(平成29年6月)</p> <p>「大切です ご家庭の教育力」(平成27年6月)</p> <p>「子育てを楽しもう！」(平成23年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井市青少年問題協議会活動報告(令和3年6月) ・小金井市青少年問題協議会名簿(任期:令和3年7月1日～令和5年6月30日)
<p>会議結果 (要旨)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長は佐藤委員に決定した。 ・会長職務代理者は住野委員に決定した。 ・今後の進め方については従前のおり専門委員会を中心に調査等を実施することを決定した。専門委員会については以下の11人が指名された。専門委員:佐藤、黒須、浅野、金井、後藤、小山、八木、鈴木、倉持、大貫、大内(敬称略・名簿順) ・小金井警察署、多摩府中保健所、保護観察所立川支部より小金井管内の青少年に関する情報の提供があり、共有した。

<会議結果>

鈴木課長	<p>本日は、お忙しい中、ご参集賜り誠にありがとうございます。</p> <p>私は児童青少年課長の鈴木と申します。</p> <p>会議開会前に連絡事項がございます。</p> <p>本日は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言中ということもございまして、直接会場にお集まりいただいた方の他、WEBでご参加いただいている委員の方もいらっしゃいます。</p> <p>次にWEB参加の委員の方へのご連絡となりますが、ハウリングや雑音を防止するため、発言をされない時間につきましては、マイクをミュートにして参加していただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>会場の音量については、聞こえていらっしゃいますでしょうか。</p> <p>次にWeb会議の注意点が、2点ございます。個人情報や機密情報は発言しないようご配慮ください。また、録音及び録画はしないでください。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして欠席者についてです。</p> <p>小林委員、白井委員、寺内委員、鈴木委員からはご欠席の旨ご連絡を受けてございます。</p> <p>本日の会議の定足数ですが、小金井市青少年問題協議会条例第6条</p>
------	--

で規定する委員の半数以上の出席者がおりますので、本協議会が成立しておりますことをご報告いたします。

最後に、会議録作成のため、録音をさせていただきますことについて、ご承認をお願いいたします。

それでは、ただいまから令和3年度第1回小金井市青少年問題協議会を開催いたします。委員改選後、第1回の会議でございますことから、議題に入るまでの間、私が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、市長より委嘱状の伝達をさせていただきますが、緊急事態宣言中ということもあり、より徹底した感染対策の観点から、会場にお越しの皆様には机上に、WEB出席の皆様には郵送で交付させていただき、委嘱の発令については、皆様のお名前を連名で、一括とさせていただきますと思います。

失礼とは存じますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

それでは市長、よろしくお願いいたします。

—委嘱状伝達—

鈴木課長

それでは、次に、次第の3市長挨拶でございます。市長の西岡よりご挨拶を申し上げます。

市長、よろしくお願いいたします。

西岡市長

改めまして、皆さん、おはようございます。市長の西岡です。本日はお暑い中をお集まり頂きまして、ありがとうございます。

ただいま、委嘱状を伝達させていただきました。これから2年間、委員の皆様には、本市の青少年の指導育成、保護及び矯正に関する総合的な施策に関して、必要な事項の調査審議にご尽力いただくこととなります。

小金井市青少年問題協議会は昭和34年に発足し、地方青少年問題協議会法に基づく協議会として、以来60年間、多くの委員の方が、時代によって刻々と変化する、その時代時代の子ども達のために、青少年問題に関する調査や審議を行い、報告書やリーフレット等の作成を通じた働きかけを行ってきました。

例えば、本市は平成21年3月に「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定しており、ここ数回の本協議会作成のリーフレットでは、テーマこそ違いますが、条例を引用する形で、子どもたちへの視点や

呼びかけについて、保護者に働きかけています。

また、医療や福祉、警察などの関係行政機関の委員の皆様からの情報提供等を通じ、現在の小金井市の子ども達をとりまく環境について、相互に連絡調整や意見具申を行う、ということも、本協議会の重要な役割です。本日も、のちほど関係行政機関の方から、近況についてご報告をお願いしたいと思います。

短い時間ではございますが、忌憚のないご議論をお願いし、挨拶に代えたいと思います。宜しくお願い申し上げます。

鈴木課長

続いて次第4でございます。今年度初めての会議であり、委員の改選もございましたので、自己紹介をお願いしようと思っておりましたが、WEB出席の方もおられますので、私の方から、お一人ずつ選出団体とお名前をご紹介させていただきます。

呼ばれた方は、他の方にわかるように起立や挙手をお願いできればと思います。何か一言あればお願いします。

参考配布しております委員名簿をご覧くださいければと思います。それでは、恐れ入りますが、清水委員から順にご案内いたします。

—委員紹介—

鈴木課長

ありがとうございました。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

—職員紹介—

鈴木課長

以上で、次第の1～4は終了いたしました。これより、議事に入りますが、

会長については、配布資料4の小金井市青少年問題協議会条例第2条第2項により「会長は、市長をもって充てる」とされておりま

す。

議事進行は会長が座長を務めることとなっております。

市長、よろしくお願ひいたします。

西岡会長

それでは、座長ということで、議事を進めさせていただこうと思いますが、議事に入る前に2点ほど、よろしいでしょうか。

まず1点目、さきほど事務局からご説明のあった議事録についてですが、前期までの協議会では、全発言を記録する形式でした。特に、今期の委員の皆様からご意見がないようでしたら、前回と同様、全文筆記形式での作成をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか？

また2点目ですが、同様に前期の本協議会では、傍聴者の方に「傍聴感想メモ」の用紙をお渡しして、傍聴者をした感想があった場合は、次回の審議会の際に参考として各委員へ配布することとしておりました。協議会の性質上、傍聴者個人の個別の質問に逐一お答えすることはできませんが、傍聴した皆様の生の声を協議会委員が知るのには有意義だと思っております。御賛同が得られれば、今期についても同じ整理にしたいと考えております。

以上2点、全文記録、そして傍聴メモの取扱いについては、今期についても同じ整理にしたいと考えておりますが、皆様、よろしいでしょうか。

オンラインの皆様もよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西岡会長

ありがとうございます。それでは、御賛同いただきました以上2点、事務局のほうで継続とさせていただき、事務作業も進めさせていただきます。

また、事務局におかれましては、議事録は前期までと同じ形式で作成をしていただきます。そして傍聴感想メモも本日分から用意があれば対応していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題(1)副会長の互選についてでございます。小金井市青少年問題協議会条例第4条第2項の規定では、委員の互選で選任することとなっております。

互選の方法は、いかがいたしましょう。

浅野委員。

浅野委員

よろしければ、指名推選でお願いをいたします。

西岡会長

ただいま指名推選での発言がございました。指名推選でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西岡会長

ありがとうございます。御異議がございませんので、指名推選と決

定いたしました。

どなたか御推薦をいただけますでしょうか。

浅野委員。

浅野委員

前期の本協議会の専門委員会に所属しておりました際に青少年健全育成6地区連合会の会長からも多くの御意見が出されていたように思われます。前期も副会長は青少年健全育成6地区連合会の会長が務められておりましたし、引継ぎがされているだろうということも考えられますので、佐藤委員を推薦したいと思います。いかがでしょうか。

西岡会長

ありがとうございます。ただいま佐藤委員を副会長にとのお声がございました。佐藤委員を副会長に選出させていただくことで御異議ございませんでしょうか。

オンラインの皆さんもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西岡会長

ありがとうございます。それでは、御異議なしということで、佐藤委員を副会長に決定いたしました。

次に、議題(2)会長職務代理者の指名でございます。同条例第4条第5項の規定により、会長及び副会長ともに事故のあるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理すると定めてございますので、指名させていただきます。

住野委員、お願いいたします。

住野委員

よろしくお願い申し上げます。

西岡会長

よろしくお願いいたします。

次に、議題(3)過去に実施した意見具申、提言等の概要についてでございます。事務局から資料が提出されておりますので、資料の説明をお願いいたします。

前田児童青少年係長

それでは、事前に送付させていただいた資料の確認と併せて御説明させていただきます。

まず資料、配布物の確認をさせていただきます。次第の下にも記載がございますが、資料番号1から3までが会議資料、その他の配付資料としても幾つかお配りさせていただきます。

資料1、青少年問題協議会についての概要、まとめたもの、資料2、令和元年度以降に実施した青少年問題協議会の意見具申等の概要、資料3、青少年問題協議会条例と条例施行規則が両面になっているものがございます。

そのほかの送付物としては、過去に配布しました青少年問題協議会リーフレットを5種類、それと今年度6月までの任期、前期で活動されていた青少年問題協議会の活動報告、こちらが別冊として、子どもアンケート調査報告書というものになっております。

それと、先ほど御覧いただいたかと思いますが、本協議会の名簿を配付させていただいておりますが、不足等ございましたらお申しつけください。オンライン会議の方たちは、もし不足がありましたら、後日また送付させていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

追加でなんですけれども、まだ配付も終わってないんですが、報酬をお受け取りいただく委員の皆様におかれましては、口座振替依頼書のほか、源泉徴収事務のためにマイナンバーを確認させていただく必要がございます。事前に通知でお知らせしているとおり対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。会場にお越しの皆様については、会議終了後、お帰りになる際に提出いただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事に戻りまして、過去に実施した意見具申、提言等の概要についてです。資料2を御覧ください。

資料2は、今期の調査審議事項を決定する際の参考として配付させていただきました。資料に記載のとおり、平成20年以降、本協議会では、市内小中学校で特定のテーマに関するアンケート調査を実施し、その内容について、提言や報告に代えて啓発用リーフレットを市内小中学校全校の児童生徒を通じて保護者に配付しております。これは、このリーフレット型のほうが配付の面でも、読みやすさの面でも、より多くの方に目を通していただける、啓発効果が高いということで変更されたと聞き及んでおります。

その他の配付物のリーフレット5部は、平成22年から今年度までに作成し、同じようにお配りしたものの原本になります。

なお、今年6月に配布いたしました「コロナ禍だからこそ 子どもの想いをきいていますか？」というリーフレットにつきましては配付対象を拡充し、幼稚園、保育施設を通じて未就学児の保護者にも配付のほうをさせていただいたところです。

前期の協議会での具体的なリーフレット作成までの経過につきましては、資料2の裏面に専門委員会の開催状況を参考で載せてあります。

こちらと同じものが令和3年6月発行の協議会活動報告の12、13ページに記載がございますので、そちらを参考にいただければと思います。

資料の説明は以上です。

西岡会長

ただいま事務局からの資料説明が終わりました。

御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。オンラインの皆様、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

西岡会長

それでは、質問はございませんので、引き続きまして次の議題に移らせていただきます。

議題の(4)今後の進め方についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

前田児童青少年係長

それでは、審議の進め方につきまして説明させていただきます。

従前の例で申し上げますと、まず審議テーマを決め、委員の任期の2年の間に調査などを含め御議論をいただいております。その審議の結果につきましては、協議会として取りまとめ、先ほど資料2の一覧にございますような形で市に提出をいただいているところです。

なお、審議テーマの選定及び具体的な調査・研究作業につきましては、従前よりこの本協議会の中に専門委員会を置いて、その中で協議いただいております。従前ですと、専門委員会は11名で構成されており、協議内容については、本体会議に適宜報告、あるいは審議を行って、最終的に本体会議の承認を受けるという形で運営しております。

事務局といたしましては、コロナ禍ということもありますし、人数を絞った形で審議をしていければなと思っておりますので、従前の方法での進め方を提案させていただきます。

西岡会長

事務局からの説明が終わりました。従前の例によりますと、青少年問題協議会に専門委員会を置いて、その中で調査・研究テーマを定め、実際の作業を進めていくという方法であります。今期もこのような進め方で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西岡会長

ありがとうございます。特に異議ございませんので、従前の方法で進めさせていただきます。

なお、専門委員につきましては、小金井市青少年問題協議会条例施

行規則第3条の規定によりますと、会長が委嘱することになっております。ここで、これから申し上げます次の委員の方に御就任をお願いさせていただきます。

佐藤委員、黒須委員、浅野委員、金井委員、後藤委員、小山委員、八木委員、鈴木委員、倉持委員、大貫委員、大内委員の以上11名の委員の方でございます。11名の委員の方につきましては、毎期、同じ選出団体の方をお願いしております。今期もお願いしたいと思っておりますので、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

そして、専門委員会の開催予定などについて、今後の状況を事務局のほうからお伝えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

前田 児童青
少年係長

事務局です。感染状況を勘案しながらという形にはなりますが、第1回の専門委員会は10月にと考えております。回数については、通常は2年間で6回程度、昨年度につきましては、先ほど資料を御覧いただいたとおり、コロナの関係がございまして、2年間で3回招集するのみで、あと2回ほど書面での確認をさせていただく形で運営をさせていただきます。

また、審議テーマにつきましては、皆様、青少年の問題というところで、この辺りをこの時期、確認をしてほしいというようなものがありましたら、本日、会議内で御発言をいただき、専門委員会のほうに下ろさせていただければなと思っております。今回のこの会議の中の発言が難しいということであれば、第1回の専門委員会の開催前、10月の初旬ぐらいまでに事務局のほうに御連絡いただけましたら、取りまとめて専門委員の方へお伝えさせていただきたいと思っております。

以上です。

西岡会長

ただいま事務局から審議テーマについて、皆様方からの御意見があればということでした。過去の審議テーマなども参考に、この場で御意見をいただきたいと思います。そういった御意見を踏まえて、今後、専門委員会の皆様方にテーマ等を決めていただくことになります。

本日、この場で、ぜひこういったテーマでということ御意見とかあれば、ぜひ御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

前田児童青
少年係長
西岡会長

オンラインの皆様の方から何かございますでしょうか。
今日の時点で御意見がなくても、この後、ぜひ意見を具申したいという方がもしいらっしゃれば、事務局の方にお申し出をいただければ、専門委員会の皆さんで御協議いただくということになります。いつまでに御意見をお寄せいただければいいですか。

10月の第1週目あたりまでにいただけると助かります。

10月の第1週目までに、今後、皆様方に御審議をいただくテーマ等につきまして御意見があれば事務局の方にお提出いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今後、専門委員会の皆様方には引き続き御協議いただくこととなりますので、11名の専門部会の皆様、よろしくお願いいたします。

また、最終的なアンケート項目の決定につきましては、実際の作業を進めていく専門委員会に御一任をいただきたいと思いますと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西岡会長

ありがとうございます。それでは、専門部会の皆様、よろしくお願いいたします。

次に、その他になります。

委員の方から何か御発言がありますれば、挙手をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

西岡会長

それでは、御意見がないようでございますので、関係行政機関から本日御出席をいただいている皆様から御報告、直近の情報提供などをお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、小金井警察署、辻川委員、よろしくお願いいたします。

辻川委員

それでは、警察からは、青少年に関する諸問題はいろいろあると思っておりますが、本日は件数などをお示しできるものとして児童虐待事案取扱いについて件数がありますので、本日はこちらを情報提供させていただきます。

我々小金井警察署管内で児童虐待を受けたと思われる児童さんを見つけた場合には、小平の児童相談所の方へ通告させていただいておりますが、本年6月末の通告件数は57件、通告人数は88名でございます。昨年と同じ時期と比べてみますと、昨年が34件の51名でしたので、件数でプラス23、人数もプラス37と大幅に増加してお

ります。

比較する数字がないと分からないと思いますので、他所管内、同じ小平児相さんに通告しているほかの警察署の数字も御紹介しますと、東大和署が54件の106名、田無が57件の96名、小平が53件の93名、東村山47件の87名と。それぞれ管内に住んでいる方の人口、世帯数が違いますから単純な比較はできないんですけど、このような数字になっています。本年は昨年比べて、どこの署も増加傾向にはあるんですけども、昨年最も少なかったうちの小金井署が今年是最も多い状況でありまして、非常に増えているというところです。

前回お邪魔したときに小金井市と国分寺市と、小金井署が両方、2市を管轄している関係で、小金井市だけの数字は御紹介できないという話なんですけども、前回御質問がありましたので調べてきましたが、今回57件のうち小金井市にお住まいの方が22件、国分寺市が30、両市以外が5という形でした。人数でいいますと、88名のうち小金井市が35、国分寺が42、以外が8ということで、国分寺市よりは小金井市のほうが少ないということでございます。

前回も申し上げましたけれども、児童虐待の通告というのは法律に基づいてやっているわけですけど、被害が長期化したり深刻な状況になる前に、早めに幅広く捉えて児相さんのほうに我々が把握した情報を提供しているということでもありますので、今後とも通告すべきものについてはちゅうちょせずに責任を果たしてまいりたいというふうに思っております。

私からは以上です。

西岡会長

ありがとうございます。御質問等は一括で最後にまとめてお伺いしますので、進行いたします。

続きまして、多摩府中保健所、現在、新型コロナウイルス感染症対策で日々大変な御尽力を保健所の皆様方にはいただいております。ありがとうございます。大変御多忙の中、大貫様、御出席いただきましてありがとうございます。大貫委員、よろしく願いいたします。

大貫委員

保健所からのお話として、薬物乱用防止対策とコロナ禍における心のケアに関する取組についてお話しさせていただければと存じます。

まず、薬物乱用防止対策ですが、都は東京都薬物乱用対策推進計画に基づき薬乱対策を進めておりますが、我が国における薬乱問題の1

つに青少年層へ拡大し続けているという現状がございます。多摩府中保健所では、青少年に向けた薬物乱用啓発活動に直接携わっている東京都薬物乱用防止推進地区協議会の連絡会及び各地区の薬物乱用防止指導員を対象とした研修会を実施することによって、薬乱防止推進活動の支援・援助及び地域連携の強化を図ってまいりました。連絡会、研修会は集合形式にて例年開催しておりますが、本年度は新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から、連絡会は書面開催、指導員などを対象とした研修会は資料配付による代替実施とする予定でございます。

また、一般都民への普及啓発事業といたしまして、今年度も10月の薬物乱用防止月間にあわせて、競馬場や競輪場の大型ビジョンでの啓発動画の放映を行う予定でございます。

都の薬物乱用防止事業といたしましては、中学生を対象としたポスター、標語の募集は例年どおり行っております。本年度は、ちょうど今日、9月8日が締切日となっております。今年も多くの生徒さんがよい作品を出していただけたものと期待しております。昨年度、令和2年度の優秀作品につきましては、啓発資料に使わせていただいております。

もう一つ、都の事業として危険ドラッグ対策を紹介したいと思います。危険ドラッグと申しますと、一時に比べて所持とか使用により逮捕される人の数は非常に少なくなりましたが、相変わらず流通は続いておりまして、都の調査でも発見されております。令和2年度には10品目、3年度になりましてからも4月に1品目の危険ドラッグが発見されております。東京都では危険ドラッグとして使われる成分を知事指定薬物として指定し、学術研究や試験調査などの正当な目的を除き、製造、販売、広告、所持、使用などを禁止しております。令和2年度には17成分、令和3年度には5成分を既に知事指定薬物として指定いたしました。それらの成分については、直近で医薬品医療機器等法に基づく大臣指定薬物としても指定されまして、全国的な規制の対象となっております。

続いて、コロナ禍におけるメンタルヘルスに関する取組です。

本協議会でも、「コロナ禍だからこそ 子どもの想いをきいていますか？」リーフレットを作成しておりますが、感染が拡大する中で、感染や先行きの不安、感染対策の疲れなどにより心や体の変化（サイン）が起こりやすくなっております。

西岡会長

大貫様、ありがとうございました。

続きまして、東京保護観察所立川支部、大内委員、よろしく願いいたします。

大内委員

保護観察所立川支部の大内と申します。よろしく願いいたします。

私からは、手短に小金井市内の保護観察等の件数について御報告をさせていただきたいと思えます。

9月8日現在、成人を含めて小金井市内で継続している保護観察の件数は全てで18件になります。そのうち6件につきましては、家庭裁判所における少年審判で保護観察処分とされた少年となっております。また、2名につきましては少年院を仮退院した者となっております。さらに、刑務所等在院者で小金井市を帰住先として調整している者は成人を含めて全てで11名いるところ、少年院在院者で小金井市を帰住先として調整している者が4名となっております。

以上です。

西岡会長

大内様、ありがとうございました。

続きまして、小平児童相談所、平見委員、よろしく願いいたします。

前田児童青
少年係長

平見委員につきましては、今、別の会議が入ってしまったということで遅刻されるということだったんですが、まだお見えになっておりません。申し訳ありません。

西岡会長

はい、分かりました。

平見委員につきましては、もし間に合えばということで議事を進めさせていただきます。

それでは、以上3名の方から情報提供いただいております。皆様方から御質問等ございましたらお寄せいただきたいと思います。

オンラインの皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西岡会長

新型コロナウイルス感染症拡大のさなかにあっても、警察、保健所、保護観察所、児相の皆様方には日々、様々なことに御対応いただいております。本当にありがとうございます。どうぞ引き続き、皆様、よろしく願いいたします。

それでは、最後に自由な意見ということで、何か青少年問題協議会で御発言等されたい方がいらっしゃれば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

西岡会長

(「なし」の声あり)

それでは、円滑な議事運営に御協力をいただきましてありがとうございました。

時間となりましたので、これにて令和3年度第1回小金井市青少年問題協議会、閉会とさせていただきます。

この後、10月以降は専門委員の方々に大変お世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

— 了 —